

第2号様式  
(第10条関係)

(文書指摘)

是正又は改善を要する事項

監査担当者 主査 山岸 照幸  
主査 小檜山 亜沙美

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	仁井田児童クラブ	
監査実施年月日	令和5年11月14日(火)	
事 項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後5時までと規定しているが、6月3日(土)について、午前9時47分から開所していた。 運営規程で定めている開所時間を満たしていない場合は、開所日とすることはできない。	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条 放課後児童クラブ運営指針第4章3(1)